

3 1 高教福第 7 0 号
平成 3 1 年 4 月 2 3 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン
の運用に係る Q & A の周知について（依頼）

うえのことに関し、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係る Q & A の作成について」（以下、「Q & A」という。）、文部科学省初等中等教育局財務課から、別添写しのとおり通知がありました。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の運用に当たり、具体的に整理が必要となる事項については、この Q & A を踏まえながら、平成 3 1 年 3 月 1 5 日に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定及び高知県立学校の教員の勤務時間の上限に対する当面の取組について（依頼）」（3 0 高教福第 1 3 6 4 号）にて依頼したとおり、時間外勤務の縮減に向けて取組を進めていただくよう管内の学校に対して周知をお願いします。

【担当】

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
業務改善推進担当 大田・田所

TEL : 0 8 8 - 8 2 1 - 4 9 0 1

FAX : 0 8 8 - 8 2 1 - 4 7 2 5

Email : 310601@ken.pref.kochi.lg.jp